

特別児童扶養手当制度 のおしらせ

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害や病気（おおむね身体障害者手帳の1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部など）の児童を家庭で育てている父か母、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

手当の額＝1級：52,200円 2級：34,770円

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が4月・8月・11月に（それぞれの前月分まで、11月は当月分まで）支給されます。

※前年（1月～7月分までの手当については前々年）の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくはこども福祉課（内線522）へ。

◆手当を受けているみなさんへのお知らせ

【特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください】

所得状況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと8月分以降の手当が受けられないので必ず届をしてください。

対象＝7月末現在、手当を受けている人

期間＝8月9日（金）～9月11日（水）（土・日曜を・祝日を除く）

届に必要なもの＝①印かん、②手当証書（全部停止者は除く）、③その他必要な書類は各個人に通知します

届出先・詳細・問合せ＝こども福祉課（内線522）

「やまとこども園 mimi」 入園園児を募集します

募集クラス・人数＝

0歳児：6人、1歳児：12人、2歳児：12人

募集期間＝8月1日（木）～30日（金）

住所＝高田町280-1

申込・問合せ＝こども福祉課 保育係（内線524）

※新規開園につきオープニングスタッフも募集しています。詳しくは、やまと保育園（☎56-6680）へ。

都市計画（生産緑地地区） の変更について

大和都市計画生産緑地地区が変更されましたので、縦覧を行います。

変更する地域＝北郡山町地内、魚町地内

縦覧できる場所・問合せ＝都市計画課（内線674）

近鉄郡山駅周辺地区 まちづくり基本計画

令和元年7月、まちづくり基本構想に基づくまちづくりを実現するため、方針や取り組むべき事業をまとめた「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定しました。市ホームページの「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり」のページからご覧いただけます。

問合せ＝都市計画課（内線672）

地区別懇話会 開催のお知らせ

市では都市計画マスタープラン、総合交通戦略をそれぞれ策定する予定です。そこで、各地域のみなさんに計画づくりに参加していただき、まちの現況・課題や地域のまちづくりの方向について話し合いをするための地区別懇話会を開こうと考えています。この懇話会で話し合われた内容は、計画作りの資料として活用していきます。

日時・場所＝

①東地区：9月7日（土）10時～12時 平和地区公民館

②西地区：9月7日（土）14時～16時 片桐地区公民館

③北・中央地区：9月8日（日）10時～12時 中央公民館

④南地区：9月8日（日）14時～16時 昭和地区公民館

※ご自身と関連のある地区へご参加ください。

対象＝市内在住・在勤・在学の18歳以上の人

申込・問合せ＝申込用紙に必要事項を記入し、8月23日（金）（郵送の場合、必着）までに都市計画課（内線674）へ
※申込書は都市計画課（窓口406番）、各支所に設置のほか、市ホームページからダウンロードできます。また、応募者多数の場合は抽選となります。

清掃センター 休日業務のご案内（8月）

次の日のごみの収集・持込ごみの受付は、下表のとおりとします。ご協力をお願いします。

月日	可燃ごみの収集	持込ごみの受付	不燃ごみの収集
8月12日（月） 山の日	通常どおり 収集 （可燃ごみのみ） 月・木コース	9:00～ 12:00	毎月第2月曜 の区域は 8月15日（木） に変更

問合せ＝清掃センター（☎53-3463）

※お盆期間中（8月13日（火）～16日（金））は平常通りごみの収集・持ち込みごみの受付を行います。

※可燃ごみは交通事情により、早めに収集する場合があります。ごみは7時30分までに出していただきますようお願いいたします。